

議案第11号

愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正について

愛西市教育委員会の委員定数を定める条例（平成24年愛西市条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の委員定数を改正する必要があるからである。

愛西市条例第11号

愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部を改正する 条例

愛西市教育委員会の委員定数を定める条例（平成24年愛西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長の教育委員会の教育委員として在任中に限り、改正後の愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の規定は適用せず、改正前の愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。